



特別定額給付金 (1人10万円)

郵送 申請を受付けています

給付対象となる世帯の世帯主の方に、5月28日に申請書を発送し、郵送による申請を受付けています。

給付対象者 令和2年4月27日において台東区に住民登録のある方

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主の方

郵送による申請方法

①区役所から **世帯主にあて**、給付金受給に必要な申請書・返信用封筒をお送りしています。

※オンライン申請された方にも、郵送用申請書をお送りしています(申請不要)。

②申請書に必要な事項を記入してください。

③申請書の記入後、必要書類(下記㉠㉡)を添付し、**同封の返信用封筒で9月1日(火)までに返送**(消印有効)してください。

添付が必要な書類

㉠本人確認書類
(運転免許証・健康保険証などの写し)

㉡振込先口座確認書類
(通帳・キャッシュカード・インターネットバンキングの画面などの写し)



④給付金の振込

申請受付から3~4週間程度で口座振込

※金融機関の口座をお持ちでない方については、現金の直接お渡しではなく、現金書留・為替等による給付を検討しています。給付手続に時間がかかるため、口座振込より4週間前後、給付が遅くなりますことをご了承ください。

オンライン申請も受付中

マイナンバーカードをお持ちの方は、特別定額給付金のオンライン申請(マイナポータル経由)も可能です。

申請方法等は、右記二次元コードよりご確認ください。



台東区緊急経済対策 コールセンター

TEL 0120-001-556

特別定額給付金の支給について など

月~金曜日(祝日を除く)午前8時30分~午後5時15分
※6月6日(土)・13日(土)・20日(土)は対応

よくある質問は右記二次元コードよりご確認ください。



高齢者・障害のある方など申請書の書き方にお困りの場合は下記の場所でご相談いただけます

●6月30日(火)まで

- 区役所10階浅草側スペース
- 西部区民事務所(下谷3-1-30)
- 南部区民事務所(寿1-10-12)
- 北部区民事務所(浅草4-48-1)
- 西部区民事務所谷中分室(谷中5-6-5)
- 北部区民事務所清川分室(清川1-23-8)

月~金曜日午前8時30分~午後5時

※受付開始当初は申請が混み合い、給付に時間がかかることが予想されます。
※DV被害者等事情があり、台東区内在住で他の区市町村に住民票がある方は台東区緊急経済対策室(Tel 5246-1692)へお問合せください。

特別定額給付金を口実とした詐欺にご注意ください!

区職員や総務省などが以下を行うことは**絶対にありません!**

- ×現金自動預け払い機(ATM)の操作をお願いすること
- ×受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ×メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること



- 暗証番号 ●通帳 ●マイナンバー
- 口座番号 ●キャッシュカード

**絶対に教えない!
渡さない!**



「怪しいな」と思ったらご相談ください

- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン TEL 0120-213-188
 - ・上野警察署 TEL (3847) 0110 下谷警察署 TEL (3872) 0110 浅草警察署 TEL (3871) 0110 蔵前警察署 TEL (3864) 0110
 - ・警察相談専用電話 TEL #9110
- 問合せ 台東区生活安全推進課 TEL (5246) 1044